

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22-2	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業等協同組合法の一部改正により、「火災共済協同組合」が「火災等共済組合」となることに伴い、以下の措置を講じる。</p> <p>①地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲について、引き続き、火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約を適用対象とする。</p> <p>②異常危険準備金の制度の対象として、引き続き、火災等共済組合を適用対象とする。</p> <p>③保険金の圧縮記帳に係る保険金等の範囲について、引き続き、火災等共済組合を適用対象とする。</p> <p>④火災共済協同組合が対象となっている利子等の支払の事務等を行う金融機関の規定について、引き続き、火災等共済組合を対象とする。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>火災等共済組合について、国税において、異常危険準備金制度及び保険金の圧縮記帳にかかる規定の適用が認められた場合、法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）また、地震保険料控除及び利子等の支払の事務等を行う金融機関の規定について、引き続き、火災等共済組合を対象とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p> <p>地方税法第34条、同令第7条の15の14</p> <p>地方税法第24条、同令第7条の4の2、同規則第1条の10</p>		
減収見込額	[初年度] - (-)	[平年度] - (▲15,761 の内数)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業等協同組合法の一部改正（改正中協法）により、「火災共済協同組合」が「火災等共済組合」となることに伴い、地震保険料控除、異常危険準備金制度、保険金の圧縮記帳及び利子等の支払の事務等を行う金融機関の規定について、引き続き、火災等共済組合を適用対象とすることで、契約者たる中小企業者の活性化・健全化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成26年4月1日から施行される改正中協法において、現行の火災共済協同組合の類型は廃止され、火災共済協同組合の行ってきた火災共済事業については、火災共済事業の実施に係る認可を受けた事業協同組合が行うこととなり、当該事業協同組合は「火災等共済組合」と呼称することとされている（なお、改正中協法施行の際、現に存する「火災共済協同組合」は、施行日以後、「火災等共済組合」として存続することとされている。）。</p> <p>この中小企業等協同組合法の一部改正を受け、以下の措置を講じることで、契約者たる中小企業者の将来の災害に備えた火災共済への加入の促進とともに、確実な支払を確保するための火災等共済組合の財務基盤の安定を図り、もって契約者たる中小企業者の活性化・健全化を図ることが必要である。</p> <p>①火災共済協同組合が火災等共済組合となった場合でも、火災等共済組合が提供する地震危険補償特約を地震保険料控除の対象とする必要があることから、引き続き、火災等共済組合を適用対象とする。</p> <p>②平成25年度税制改正において3年間延長することが認められた租税特別措置法の異常危険準備金の制度の対象として、引き続き、火災等共済組合を適用対象とする。</p> <p>③火災共済協同組合が火災等共済組合となった場合でも、火災等共済組合が提供する火災共済を保険金の圧縮記帳の対象とする必要があることから、引き続き、火災等共済組合を適用対象とする。</p> <p>④火災共済協同組合が対象となっている利子等の支払の事務等を行う金融機関の規定について、引き続き、火災等共済組合を対象とする。</p>		
	ページ	-	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	—
-----	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	改正中協法の施行後においても、火災等共済組合を、引き続き、地震保険料控除、異常危険準備金制度、保険金の圧縮記帳及び利子等の支払の事務等を行う金融機関に係る規定の適用対象とすることにより、契約者たる中小企業者の将来の災害に備えた火災共済への加入の促進とともに、確実な支払を確保するための火災等共済組合の財務基盤の安定を図り、もって契約者たる中小企業者の活性化・健全化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	①、③及び④ － ② 平成 27 年度末まで（火災共済に係る特例積立率）
	同上の期間中の達成目標	①、③及び④ － ② 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積み立てる。
	政策目標の達成状況	①、③及び④ － ②ア ○異常危険準備金積立残高（本措置の対象となっている 3 団体の合計） 9,980 百万円（平成 20 年度） 10,232 百万円（平成 21 年度） 10,471 百万円（平成 22 年度） 10,198 百万円（平成 23 年度） （出所：火災共済協同組合決算書等） ※平成 23 年度については、異常災害の発生により積立残高が減少している。
有効性	要望の措置の適用見込み	①及び③ 11,000 件（火災共済の共済金支払件数）の内数 ② 3 団体（うち火災等共済組合は 2 団体） ④ 43 団体（うち火災等共済組合は 42 団体）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	契約者たる中小企業者の将来の災害に備えた火災共済への加入の促進とともに、確実な支払を確保するための火災等共済組合の財務基盤の安定を図り、もって契約者たる中小企業者の活性化・健全化を図ることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>改正中協法施行の際、現に存する「火災共済協同組合」は、改正中協法の施行日以後、「火災等共済組合」として存続するが、「火災等共済組合」には、現行の「火災共済協同組合」に対する規制と同様の規制を課すこととし、その行う火災共済に係る事業について、改正中協法の施行前後で差はないことから、引き続き、地震保険料控除、異常危険準備金制度、保険金の圧縮記帳及び利子等の支払の事務等を行う金融機関に係る規定について、適用対象とすることは妥当な措置である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>② ○直近事業年度損金算入額 284 百万円（平成 20 年度） 274 百万円（平成 21 年度） 116 百万円（平成 22 年度） 111 百万円（平成 23 年度） 182 百万円（平成 24 年度）</p> <p>（出所：火災共済協同組合決算書等）</p>												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>影響額</td> <td>道府県民税</td> <td>1,941,666 千円の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業税</td> <td>3,986,626 千円の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村民税</td> <td>4,776,499 千円の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方法人特別税</td> <td>5,056,261 千円の内数</td> </tr> </table>	影響額	道府県民税	1,941,666 千円の内数		事業税	3,986,626 千円の内数		市町村民税	4,776,499 千円の内数		地方法人特別税	5,056,261 千円の内数
影響額	道府県民税	1,941,666 千円の内数											
	事業税	3,986,626 千円の内数											
	市町村民税	4,776,499 千円の内数											
	地方法人特別税	5,056,261 千円の内数											
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>② 本措置により、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>② 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積立てる。</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>② 本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金を取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を下回っている。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>② 昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用（積立率 7%） 昭和 53 年度 積立率 6% 昭和 55 年度 積立率 4.5% 昭和 57 年度 積立率 4% 昭和 59 年度 積立率 2.5% 平成 5 年度 5 年間の延長（積立率 5%（本則 2.5%）） 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長（積立率 4%（本則 2%）） 平成 25 年度 3 年間の延長</p>												